

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける令和元年度福島県立医科大学下半期医薬品単価購入契約について、次のとおり落札者を決定したので、公立大学法人福島県立医科大学特定調達契約事務取扱細則（平成31年2月1日細則第23号。以下「特定調達細則」という。）第15条第2項の規定により公告する。

令和元年 11月 14日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

公立大学法人福島県立医科大学附属病院において使用する医薬品 計 14点

- (1)レミケード点滴静注用100 100mg 1, 240瓶
- (2)リプレガル点滴静注用3. 5mg 3. 5mL 114瓶
- (3)アバステチン点滴静注用400mg/16mL 510バイアル
- (4)ハーセプチン注射用150（希釈液なし） 760瓶
- (5)シナジス筋注液100mg 1mL 444瓶
- (6)ルセンティス硝子体内注射用キット10mg/mL 444筒
- (7)ジーラスタ皮下注3. 6mg 0. 36mL 355筒
- (8)オブジーボ点滴静注240mg 24mL 92瓶
- (9)キイトルーダ点滴静注100mg 4mL 290瓶
- (10)ソリリス点滴静注300mg 30mL 68瓶
- (11)アイリーア硝子体内注射液40mg/mL 2, 960瓶
- (12)ファブラザイム点滴静注用35mg 47瓶
- (13)ヤーボイ点滴静注液50mg 10mL 77瓶
- (14)ヘムライブラ皮下注90mg 36瓶

2 契約事務を担当する所属の名称及び所在地

公立大学法人福島県立医科大学医事課
福島県福島市光が丘1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和元年10月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エフエスユニマネジメント 東京都港区芝浦3丁目4番1号

5 随意契約に係る契約金額（単価、消費税抜）

(1)67,650円

(2)320,402円

(3)137,730円

(4)38,700円

(5)104,900円

(6)128,800円

(7)89,651円

(8)364,590円

(9)330,000円

(10)543,925円

(11)120,900円

(12)643,900円

(13)438,749円

(14)898,324円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とすることとした理由

公立大学法人福島県立医科大学特定調達契約事務取扱細則第14条第1号